

こども医療費助成制度「現況届」

●・④の新しい医療証は、9月下旬に郵送予定です。●・④医療証をお持ちの方の「現況届」は省略していますが、次に該当する方は、「現況届」の提出が必要になります。7月下旬に「現況届」を送付しましたので、8月中旬に必ず提出してください。

■平成27年中の所得の確認が出来ない方（平成28年1月2日以降に転入した方）

■申請者が町外に住民登録している方

■その他現況確認できない方

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度

現況届を提出してください



8月は、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の現況届を提出する月です。受給者の皆さんに現況届の案内通知を送付しました。現況届は、今後の手当の支給可否を審査する大切な届です。現況届の提出がないと、手当や助成が受けられないことがあります。通知でご案内した必要書類とあわせて、期限までに必ず提出してください。

一部支給停止適用除外事由届出書

児童扶養手当受給者で届出の対象になる方には、お知らせと届出書を現況届の案内通知に同封しました。現況届とあわせて提出してください。

提出期限を過ぎると、平成28年8月(今年度中に児童扶養手当受給から5年を経過する方は経過する月の翌月)からの手当が2分の1になりますのでご注意ください。

提出期限 8月31日(水)

児童扶養手当加算額の変更

8月1日から児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額が増額になります。子どもが1人の場合

全部支給▼4万2千330円／

一部支給▼4万2千320円／9千900円

子ども2人目の加算額

全部支給▼1万円／

一部支給▼9千990円／5千円

子ども3人目以降の加算額

全部支給▼6千円／

一部支給▼5千990円／3千円

※一部支給の方の加算額は所得に応じて決定します。

子育て福祉課子育て支援係 内線 299

ひとり親家庭の総合的な相談窓口を開設「働きたい」を応援します!!

仕事のこと、生活全般のこと、「困った」をひとつひとつ解決!これからのこ

と一緒にプランを立てていきましょう。ハローワークへの同行支援なども可能です。ぜひ、ご利用ください。

日時 8月3日(水)・10日(水)

午前9時〜正午・午後1時〜4時

問 子育て福祉課窓口にお越しください。

東京都西多摩福祉事務所 平岡 0428(22)1168

9月は保育料の切替時期です

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、保育料は住民税を基礎として算定することになっていきます。新制度移行に伴い、経過措置期間を設け保育料を算定していましたが、8月末で経過措置期間が終了になりました。9月分の保育料からは、平成28年度の住民税を基礎として算定します。保育料変更決定通知書は9月上旬に郵送しますのでご確認ください。

経過措置終了後	経過措置期間中
平成28年9月～	平成28年8月まで
当該年度(4前年)の住民税(町基)に基づき算定します。	控扶養上見込みと育をさ 養定の算定と所得代 扶養控除の適用所得 年少及び除税所得と 年及除税所得と所得 除養せし雑課るク一 ・雑課るク一と所得 ・雑課るク一と所得

問 子育て福祉課子育て支援係 内線 295



学校給食用食材の放射性物質測定結果

6月に行った検査結果は、次のとおりです。

検査回数 9回 検査食材 38品目

検査結果 放射性物質(セシウム134・137)を測定した結果、全ての食材が日の出町で使用する基準値以下でした。なお基準値は50ベクレル以下と定めています。

問 学校給食センター ☎(597)3414

安全安心

防災訓練に参加しましょう



町は、過去に発生した自然災害を教訓に、毎年各自治会の自主防災組織が中心になり、自主的な防災訓練を実施しています。また、町も消防団とともに「災害対策本部」を設置し、災害時の初動体制の訓練「初動対応訓練」を行っています。この訓練は大災害時に、各自治会の自主防災組織・町・消防団・女性消防隊・消防署などが協力的体制をとり、町民の安全確保・応急救護活動などが迅速に行えるようにすることを目的としています。

被害や二次災害を最小限に抑えるため、地域にあった訓練を各種機関と地域住民が一体となつて行いますので、ご家族揃って防災訓練に参加し、もう一度、災害時の対応を確認しましょう。

期日 9月4日(日)各自治会一斉に実施

訓練の開始時間・内容などは、各自治会にご確認ください。当日の午前9時に防災無線で訓練放送を行います。

また、携帯電話3社提供による、「緊急速報メール、エリアメール（防災情報などを町内の各携帯電話に一斉配信するサービス）」で訓練お知らせメールを送信しますので、承知ください。（機種により受信設定が必要な場合や受信できない場合があります）

**問** 生活安全安心課 防災・コミュニティ係 **内線** 333

**五日市警察署からく身元不明相談所の開設**

皆さんの家族に、家を出たまま音信がない、旅行に行つたきり消息を絶つている、犯罪や事故に巻き込まれているおそれがある、認知症などで長期所在が分からないなど、行方不明になっている方がいたら、ぜひ、ご相談ください。相談には探している方の写真など本人を特定する資料がありましたらお持ちください。

**期間** 9月1日(木)～30日(金)

※24時間受付、土日・祝日も開設

**場所** 警視庁五日市警察署

**問** 警視庁五日市警察署

☎(595)0110

**警視庁刑事部鑑識課身元不明相談室**

☎03(35992)2440

**警視庁生活安全部少年育成課行方不明者相談室**

☎03(35992)1640

**環境・まちづくり**

**家庭用電気式生ごみ処理機・コンポストの購入費補助**



町では、ごみの減量や再資源化を図るため、家庭用電気式生ごみ処理機などを購入する方に補助金を交付します。

**対象** 町内在住で次の要件を満たす方

○居住後3年以内に転出見込みがない方

○税金に滞納・未納がない方

○過去に同補助金を受けたことがない方

**補助額** 家庭用生ごみ処理機▼税込購入金額の2分の1(限度額2万2千円) 予定数10基

コンポスト▼税込購入金額の2分の1(限度額1千8百円) 予定数10基

**申込** 電話▼8月1日(月)～31日(水)(土日・祝日除く) 午前8時30分～午後5時

※助成予定数に達するまで継続して受付けます。申込多数の場合は抽選。手続方法は後日連絡します。購入前に申し込みをしてください。

**問** 生活安全安心課 環境リサイクル係 **内線** 335

**リサイクル情報交換コーナー**



**ゆずります** ①ベビー用揺り椅子・パウンスター ②ベッド(シングル) ③丸テーブル ④会議用長テーブル

**ゆずってください**

①チャイルドシート ②ぶら下がり健康器具

利用したい方は、環境リサイクル係へ。

※品物のやり取りなどに関し町は一切責任を負いません。

**問** 生活安全安心課 環境リサイクル係 **内線** 335

**平成27年度 地籍調査成果の閲覧**

平成27年度に実施した大久野字水口地区の調査成果の閲覧を行います。

**日時** ①8月24日(水)～9月12日(月)(土日除く) ②8月28日(日) 9月10日(土) ③午前9時～午後4時(正午～午後1時除く)

**場所** ①役場1階市民談話室(北側) ②水口会館

※閲覧を希望する方は、期間中に印鑑を持参してお越しください。

※震災などの影響で遅滞している成果から随時、認証を受けて法務局で登記を行う予定です。登記まで時間がかかりますが、ご理解・ご協力をお願いします。

**問** まちづくり課 都市計画係 **内線** 353

**平成28年度 地籍調査の実施**



**期間** 平成29年3月末まで

**時間** 午前8時30分～午後6時

**場所** 大久野字水口地内及び隣接地

**立入者** 町職員・全国国土調査協会(町発行の身分証明書を携帯し、腕章を付けています) ※立会いなどは、土地所有者・関係者に、後日通知を送付します。

**問** まちづくり課 都市計画係 **内線** 353

**循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果**

東京たま広域資源循環組合は、日の出町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射

性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。6月1日～29日に行った調査結果は、全ての調査で基準値以下でした。なお、測定した数値は、企画財政課でご覧いただけます。

**問** 企画財政課 企画係 **内線** 311

**税金**



**固定資産税の現地調査・各種減額措置等**

**家屋調査・土地の現況調査のお願い**

固定資産税・都市計画税の課税の基となる家屋調査、土地の現況調査を実施します。平成28年1月2日以降に新築・増築した家屋、また現況が変わった土地などが対象になります。家屋調査を行うときは、連絡のうえ伺いますので、ご協力をお願いします。なお、係員は身分証明書を所持しています。不審に思われる場合は提示を求めています。

**各種減額措置**

**長期優良住宅** 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された新築住宅は、固定資産税が減額されます。

**減額要件**

- 1 平成21年6月4日～平成30年3月31日までに新築された住宅
- 2 居住部分の面積が50㎡以上280㎡以下の住宅(二戸建以外の賃貸住宅40㎡以上280㎡以下)
- 3 併用住宅は居住部分の面積が全体の